



認定ドナーコーディネーターが同意取得等を行う場合の取扱いについて

第82回 厚生科学審議会 疾病対策部会 臓器移植委員会

厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課 移植医療対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

認定ドナーコーディネーターが同意取得を行う場合の立会いについて①

- 認定ドナーコーディネーターに関する中立性の担保については、臓器移植法ガイドライン、「臓器提供の手続に係る質疑応答集」及び「臓器のあっせん業の許可等について」に係る質疑応答集において、認定ドナーコーディネーターが同意取得行為を行う場合には臓器あっせん機関のコーディネーターが立ち会うことが明記されている。
- 第80回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会(令和8年7月15日)において、「本人の書面による臓器提供の意思表示がある場合には立会いを必須としない」とする旨の提案がなされた。

臓器移植法ガイドライン

第6の2(6)

臓器提供を行う施設内に、臓器提供に関する説明・同意取得等に係る認定を取得している臓器移植コーディネーターが在籍している場合であって、同意取得等行為を主治医の通常の診療行為と一連のものとして実施する場合には、専門性を担保するため当該臓器移植コーディネーターが臓器提供に関する同意取得等行為を行うとともに、中立性を担保するため説明等の場面に臓器あっせん機関の臓器移植コーディネーター等が立ち会うこと。

臓器提供の手続に係る質疑応答集

問1 ガイドライン第6の2の(6)における、「臓器提供を行う施設内に、臓器提供に関する説明・同意取得等に係る認定を取得している臓器移植コーディネーターが在籍している場合」には、どのような業務を行うことができるのか。

答(略)

1. (略)

2. 業務の中立性を担保するため、臓器の提供に係る説明及び同意の取得を行う際に臓器あっせん機関に所属するコーディネーター(都道府県臓器移植連絡調整者を含む。以下「臓器あっせん機関コーディネーター」という。) が立ち会うこと。なお、立会いに関して、オンラインの使用を妨げるものではない。

臓器移植委員会 における提案

本人の書面による臓器提供の意思表示がある場合には、立会いを必須としない

認定ドナーコーディネーターが同意取得を行う場合の立会いについて②

- 本人の書面による臓器提供の意思表示がある場合は、家族が拒まない場合に臓器の摘出が可能であり、本人の書面による意思表示は、通常、病院の影響下でない状況で行われている。
- また、家族が拒まない旨の意を表示するに当たって、第三者性の担保が必要かという点については、家族が臓器提供について判断する場合にも、本人の意思を推定して判断することが原則とされていること、そして本人が臓器提供の意思を書面により明確に表示している場合には**本人の意思を尊重するという法の趣旨を踏まえれば、家族による判断は本人意思の確認・尊重を中心としたものとなる。**このため、当該場合について、第三者による立会いを一律に必須とする必要性は、意思表示がない場合と比較すると相対的に低いと考えられる。
- 以上より、本人の書面による臓器提供の意思表示がある場合で**家族が第三者の立会いを求めない場合、医療機関側から移植に関わらない職員が立ち会うことにより、臓器あっせん機関のコーディネーターを立ち会わせなくてもよいこととしてはどうか。**
- なお、臓器あっせん機関の立ち合いの有無に関わらず、研修を受講し認定を受けた専門性を有する認定ドナーコーディネーターが、家族に対して臓器提供に関する十分な情報提供を行う体制が当然に担保される。

<変更案の要点>

現行		今後	
書面意思表示あり	書面意思表示なし	書面意思表示あり	書面意思表示なし
必須		家族が立ち会いを求めない場合にはあっせん機関コーディネーターの立ち合いは要しない※	必須

(参考) 令和7年における事例数

提供事例数は158例

